

第1回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年7月25日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1番 橋 場 和 幸

3番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

9番 穴 吹 栄

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 選挙第 1 号 浜中町農業委員会会長の互選について
- 日程第 7 選挙第 2 号 浜中町農業委員会会長職務代理者の互選について
- 日程第 8 浜中町農業委員会委員の議席の決定について
- 日程第 9 選任第 1 号 浜中町農業委員会部会委員の選任について
- 日程第 10 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 11 議案第 2 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 12 議案第 3 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局 長

おはようございます。

総会の開会前ではございますが、今回は、改選後、初の総会であり、全委員さんが初めて顔を合わせる総会となりますので、私の方より御紹介したいと存じます。名前を呼ばれた方は、起立して一礼を願います。それでは、仮議席1番の方から紹介させていただきます。

(順に紹介あるも省略)

続いて、事務局職員の紹介をいたします。

(順に紹介あるも省略)

以上、委員、職員の紹介を終わります。

農政係 長

(号令)

事務局 長

第1回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、浜中町農業委員会会議規則第6条第1項では、「会長は、委員の互選により決定し、会議の議長となる。」とされておりますが、以後の会議につきましては、会長が決定されるまでの間、慣例によりまして町長を仮議長として取り進めさせていただきますので、御了承願います。

それでは、開会にあたり、町長より御挨拶を申し上げます。

町 長

皆さんおはようございます。

本日は、さきの6月定例議会において、議会の任命同意を得て選任されました13名の委員さんが一同に会しての第1回農業委員会総会でございますが、開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、農業委員に就任されましたことに対しまして、心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げたいと思います。

既にご承知のとおり、これまでの農業委員は公選制による委員と各団体からの推薦による委員の構成となっておりましたが、昨年4月に施行された農業委員会等に関する法律により、昭和26年より続いていた制度が66年ぶりに改正された

ものでございます。

浜中町は、第一次産業の就業人口が5割を超えている管内唯一の自治体で、第一次産業の隆盛が町の発展を担っているのは、言うまでもありません。農業に関しては、TPP問題が米国の離脱により、二国間の貿易交渉の行方や米国を除いた国の中でのTPPも進められております。さらにEUとのEPAの大筋合意など今後の動向を注視する必要があります。

浜中町の農業は、農地面積及び農家戸数が管内第二位の規模を誇っており、浜中農協の生産乳量も2年連続10万トンを超えています。農家戸数においても、就農者研修牧場による新規就農対策などにより、比較的安定していると言えます。

農業委員会は、離農等による農地の権利移動の法的措置が所掌事務としているのはもとより、新たに農地等の利用の最適化の推進が必須事務とされたところがございます。こうした中、農業委員の皆様には、農業生産者の所得・生産性の向上を図るため、農地集積による規模拡大や、認定農業者や後継者の育成、さらに農業者年金の普及啓発など、委員としての重責を担っていただくとともに、浜中町の農業行政にお力添えをいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶に代えさせていただきます。

改めまして、本日の御出席ありがとうございます。

なお、先ほど事務局長より御報告申し上げましたが、会長が決定されるまでの間、慣例に従いまして私が仮議長として議事を進めさせていただきますので、御協力の程よろしく願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、仮議席1番 堀金委員、2番 村越委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

町 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長 (会務報告あるも省略)

町 長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

町 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 選挙第1号浜中町農業委員会会長の互選についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読並びに提案理由の説明をさせます。

事務局 長 選挙第1号浜中町農業委員会会長の互選について、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会の会長は、農業委員会等に関する法律第5条第1項及び第2項において、「農業委員会に会長を置く。会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と規定されており、さらに浜中町農業委員会会議規則第6条第1項では、「会長は、委員の互選により決定し、会議の議長となる。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき会長を互選しようとするものでございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

町 長 事務局より、提案理由の説明が終わりました。
お諮りいたします。

会長の互選方法につきましては、無記名による投票と指名推薦による方法の2通りがございますが、どちらの方法による互選がよろしいかお諮りいたします。

白川(英)委員 議長、6番。

町 長 6番、白川英之委員。

白川(英)委員 農業委員会の合議体をいう性質上、指名による推薦がいいと思います。

町 長 ただいま、指名推薦という発言がありました。

お諮りいたします。

会長の互選方法を、指名推薦とすることに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

町 長 異議なしと認めます。

よって、会長の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。

それでは、これより、会長としての適任者を推薦願います。

白川(英)委員 議長、6番。

町 長 6番、白川英之委員。

白川(英)委員 農業委員として長らく経験されている梅原委員を会長に推薦いたします。

町 長 ただいま、梅原委員を会長として推薦がありましたが、他にありませんか。

各 委 員 (なしの声)

町 長 他になしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま、会長に推薦された梅原委員を浜中町農業委員会会長とすることに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

町 長 異議なしと認めます。

よって、梅原委員が、浜中町農業委員会会長に決定いたしました。

それでは、これからの日程第7以降につきましては、浜中町農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長になられました梅原会長に、議長として議事進行をお願いすることいたします。私の議長としての仕事はこれで終了させていただきます。

これから梅原会長を先頭に3年間よろしくお願い申し上げます。私は、ここで退席させていただきますが、本日は本当にありがとうございます。

(議長交代)

事務局長 それでは、ただいま会長に就任されました梅原会長より御挨拶をいただきます。

会長 改めまして、おはようございます。

ただいま引き続き会長ということで大変身の引き締まる思いをしておりますけれども、委員の皆様を始め、事務局の皆様の御指導をいただきながら前回同様進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

事務局長 ありがとうございます。

事務局から一点御報告がございます。

ただいま会長に就任されました梅原会長は、一般社団法人 北海道農業会議定款第6条第4項において、「本道の地区内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が一人に限って指名した委員が普通会员たる資格を有する。」と規定されておりますことから、一般社団法人 北海道農業会議の普通会员となりますので、御本人の了解をいただきますとともに、会長以外の委員の皆様には、このことについての確認と御了承をいただきたいと思えます。

それでは、これ以降についての議事は梅原会長より進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

日程第7 選挙第2号浜中町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読並びに提案の理由を説明させます。

事務局長 選挙第2号浜中町農業委員会会長職務代理者の互選について、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会の会長職務代理者は、浜中町農業委員会会議規則第6条第2項において「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されており、また、会長職務代理者の互選については、同条第3項により「代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき会長職務代理者を互選しようとするものでござい

ますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

会長職務代理者の互選方法につきましては、無記名による投票と指名推薦による方法の2通りがございますが、どちらの方法による互選がよろしいかお諮りいたします。

谷 口 委 員

議長、9番。

議 長

9番、谷口委員。

谷 口 委 員

会長同様、指名による推薦がいいと思います。

議 長

ただいま、指名推薦という発言がありました。

お諮りいたします。

会長職務代理者の互選方法を、指名推薦とすることに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。

それでは、これより、会長職務代理者としての適任者を推薦願います。

谷 口 委 員

議長、9番。

議 長

9番、谷口委員。

谷 口 委 員

白川英之委員を会長職務代理者に推薦します。

議 長

ただいま、白川英之委員を会長職務代理者として推薦がありましたが、他にありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長	<p>他になしと認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま、会長職務代理者に指名推薦された白川英之委員を、浜中町農業委員会会長職務代理者とするに御異議ございませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、白川英之委員が、浜中町農業委員会会長職務代理者に決定いたしました。</p> <p>それではここで、会長職務代理者に就任されました白川英之委員より御挨拶をいただきます。</p>
職 務 代 理	<p>ただいま皆様からの推薦により会長職務代理者に選出いただきました。今後とも浜中町農業委員会の発展のために、または浜中町農業の発展のために、会長を補佐し微力ながら務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続き会議を行います。</p> <p>日程第8 浜中町農業委員会委員の議席の決定をいたします。事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>浜中町農業委員会委員の議席の決定について、御説明申し上げます。</p> <p>浜中町農業委員会委員の議席の決定については、浜中町農業委員会会議規則第9条第1項において「委員の議席は、選任後の最初の会議において「くじ」で定め、番号票を付する。」と規定されております。</p> <p>つきましては、本会議が選任後の最初の会議となりますので、この規定に基づき議席を定めようとするものでございます。なお、会長の議席は13番とすることと決定させていただきますので、御了承賜りますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>それでは、仮議席1番から「くじ」を引いていただきます。</p>

(くじを引き、事務局に番号を告げる)

議席が決定しましたので事務局より報告させます。

報告が終わりましたら、各委員は所定の議席に移動願います。

事務局 長

議席の報告をいたします。

議席番号につきましては、1番橋場委員、2番嵯峨委員、3番白川英之委員、4番谷口委員、5番白川俊明委員、6番百々委員、7番村越委員、8番阿部委員、9番穴吹委員、10番篠原委員、11番堀金委員、12番新井委員。

以上のように決定しております。座席の移動をお願いいたします。

(各委員移動)

議 長

日程第9 選任第1号浜中町農業委員会部会委員の選任についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読並びに提案の理由を説明させます。

事務局 長

選任第1号浜中町農業委員会部会委員の選任について、提案の理由を御説明申し上げます。浜中町農業委員会では、農業委員会の所掌業務を適格に処理するため浜中町農業委員会内規により内部機関として部会を設置することとしておりますが、内規第1条では、「内部機関として農政部会並びに農地部会を置き、必要あるときは特別委員会及び調整委員会を設けることができる。」と規定され、第2条において、「部会の定数をそれぞれ6名」と定め、第5条第1項では、「部会の委員は、会長が本委員会に諮って決める。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき農政部会、農地部会それぞれの委員を選任しようとするものでございますが、会長については部会の定数に含まれておりませんので、この点を申し添えますとともに、部会委員の選任にあたりましては、事前に御本人の希望をお伺いしておりましたが、定数を超えた場合には会長により調整を図らせていただきますので、御理解をお願いいたします。

また、正副部会長の選任については、内規第6条第2項の規定により「部会の委員の互選による。」とされておりますことから、総会の場においては互選ができませんので、部会委員が選任された後、一時会議を休憩いたしますので、その間に各部会を開催していただき、それぞれの正副部会長について、互選を賜りますようお願いいたします。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますので、よろしく御審議く

ださるようお願いいたします。

議 長

事務局より、提案理由の説明が終わりました。

ただいまの説明にもありましたように、部会の委員については、浜中町農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が本総会に諮って決めることとなっております。

事前にお配りした調査票によれば、農政部会5名、農地部会7名となっており、調整が必要でございます。これより、職務代理者に協力いただき調整いたしますので、この際、会議を一時中止します。各委員におかれましては、その場で待機願います。

(一時中止)

(会長、職務代理者、事務局長別室へ移動)

中止前に引き続き会議を開きます。地域のバランス、当選回数、経験などを勘案し、職務代理者と慎重に協議をいたしました。その結果について事務局より発表させます。

事 務 局 長

それでは、発表いたします。

農政部会には、2番嵯峨委員、5番白川俊明委員、7番村越委員、8番阿部委員、9番穴吹委員、11番堀金委員。

農地部会には、1番橋場委員、3番白川俊明委員、4番谷口委員、6番百々委員、10番篠原委員、12番新井委員。

以上のように決定させていただきました。

議 長

会議を暫時休憩いたします。

(休憩中に各部会開催)

休憩中に引き続き会議を開きます。

ただいま各部会を開いていただき、部長、副部長が決定いたしました。事務局より報告させます。

事 務 局 長

それでは、報告いたします。

農政部会長には白川俊明委員、副部長には穴吹委員。

農地部会長には白川英之委員、副部会長には谷口委員。
以上のように決定しております。

議長 休憩中に配付しましたとおり、追加議案の提出がございますので、これを日程に追加し、日程第10以降として議題にすることといたします。

日程第10 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 議長 議案第1号農地法第5条の規定による許可について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されております。

手続きの方法としましては、農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して都道府県知事に提出しなければならない。申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に提出することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見の聴取が必要とされており、この場合、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「できる」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとして、平成28年3月8日開催の北海道農業会議総会で申し合わせを行っております。

ただし、転用の目的が、農業用施設、農畜産物処理加工施設である案件、第1種農地・甲種農地・第2種農地において、転用の目的が農家住宅である案件については、意見聴取の対象から除外できるものとしております。

この度、申請があった案件は1件でございますが、整理番号1は茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇〇氏の後継者である〇〇〇〇氏が、経営規模拡大に伴い乾乳舎を建設しようとするもので、既存施設との位置関係を考慮し、関係農地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積の〇、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、白川英之委員、嵯峨委員、橋場委員により、〇月〇〇日に実

施しております。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま
す。

各調査委員 (特になしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませ
んか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期
報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、
提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放
牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作
又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、
事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければな

す。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入3件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、釧路郡釧路町東陽西1丁目〇〇番地〇、〇〇 〇氏で、対象地は円朱別西5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2の権利を移転する者は、野付郡別海町別海〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、対象地は熊牛基線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3の権利を移転する者は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、対象地は熊牛東3線〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1から3で、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程でございますが、農業者年金協議会総会を11時より開催いたしますので、総会につきましては、午後1時からの開催を提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月31日、木曜日、午後1時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、8月31日、木曜日、午後1時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第1回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時55分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 7番 村越 敏春

浜中町農業委員会 11番 堀金 澄恵

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 (所有権移転)

移転を 受ける者	○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	移転を する者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 回浜中町農業委員会総会
議案第 3 号 整理番号 2 (所有権移転)

移転を 受ける者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	移転を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 3 (所有権移転)

移転を 受ける者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	移転を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	